

1. 調査の概要

1.1 調査目的

区内の緑の現況と推移を把握することによって、北区緑の基本計画の改定や生物多様性地域戦略の改定の検討等、今後の緑化施策に活用する基礎資料を得るため。

1.2 調査対象範囲

北区全域：20.61km²（2,061ha）令和5年4月1日現在
出典：北区行政資料集（令和5年9月）

1.3 調査期間

空中写真撮影日：令和5年6月7日
現地調査：令和5年6月～11月

1.4 調査項目・集計単位

表1.4.1～表1.4.4 及び 図1.4.1～図1.4.3 の通り。
※面積は、各地区および各用途地域の内訳の合計とは一致しない。
※集計は、表示桁数に合わせて四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

表1.4.1 調査項目

調査項目	調査方法	調査対象	調査内容
緑被 →P.27	空中写真判読	1㎡以上の緑被	・緑被率 ・地区別等の緑被状況 ・経年変化 ・公園の緑被状況
みどり率 →P.27		1㎡以上の緑被、水面、公園	・緑被面積 ・公園内の緑で覆われていない面積 ・水面面積
樹林 →P.45		面積が300㎡以上の樹木被覆地	・箇所数 ・面積 ・所在地 ・経年変化
崖地樹林 →P.52		崖地に位置する面積が300㎡以上の樹木被覆地	・地形区分 ・箇所数 ・面積 ・所在地 ・経年変化
屋上緑化 →P.56		1㎡以上の屋上緑化	・箇所数 ・面積 ・所在地 ・経年変化
緑化計画書による 緑化実績 →P.63		H28～H29に緑化計画書提出 H30に完了届提出箇所	・緑被率
大径木 →P.68	現地調査	平成30年度調査で確認された大径木、およびそれ以外の地上1.3mの直径が50cm以上の樹木、また保護樹木の指定を受けているもの	・本数 ・所在地 ・樹種 ・直径 ・樹高 ・健康度 ・土地利用区分 ・経年変化
生け垣 →P.87		高さ1 m以上 かつ長さ20m以上の生け垣	・箇所数 ・所在地 ・樹種 ・長さ ・維持管理状況 ・土地利用区分 ・経年変化
生け垣余地 →P.98	調査結果の分析	生け垣が設置されていない場所等	・箇所数 ・長さ
壁面緑化 →P.100	現地調査	道路に面する面積10㎡以上の壁面緑化	・箇所数 ・面積 ・所在地 ・タイプ ・樹種 ・維持管理状況 ・土地利用区分 ・経年変化
緑視率 →P.111		7地区各2箇所 計14箇所での緑視率	・視野内の緑の範囲（面積率） ・経年変化
地表面温度 →P.123	熱赤外画像判読	区全域	・地表面温度 ・緑被との関係
植物種数 →P.128	現地調査	7地区（各地区約30ha）での植物の種数	・種名 ・種数

表1.4.2 地区名、町丁目名称対応表

地区名	面積 (ha)	町丁目名
浮間地区	208.6	浮間一～五丁目
赤羽西地区	389.0	赤羽北一～三丁目 桐ヶ丘一～二丁目 赤羽台一～四丁目 赤羽西一～六丁目 西が丘一～三丁目 上十条五丁目 十条仲原三～四丁目 中十条四丁目
赤羽東地区	373.7	岩淵町 赤羽一～三丁目 志茂一～五丁目 赤羽南一～二丁目 神谷二～三丁目 東十条五～六丁目
王子西地区	197.3	十条仲原一～二丁目 中十条一～三丁目 上十条一～四丁目 十条台一～二丁目 岸町一～二丁目 王子本町一～三丁目 滝野川四丁目
王子東地区	399.2	神谷一丁目 東十条一～四丁目 王子一～六丁目 豊島一～八丁目 堀船一～四丁目
滝野川西地区	339.6	滝野川一～三丁目、五～七丁目 西ヶ原一～四丁目 上中里一丁目 中里一～三丁目 田端一～六丁目
滝野川東地区	151.6	栄町 上中里二～三丁目 昭和町一～三丁目 東田端一～二丁目 田端新町一～三丁目

※各地区の面積合計と北区総面積は一致しない。



图1.4.1 地区区分图

表 1.4.3 土地利用区分

東京都土地利用現況データ					緑の実態調査 土地区分
区分	コード	主用途	細分類コード		
公共用地	111	官公庁施設	0		3 公共施設
	112	教育文化施設	1	教育施設	2 学校
			2	文化施設	3 公共施設
			3	宗教施設	4 寺社境内
	113	厚生医療施設	1	医療施設	3 公共施設
			2	厚生施設	3 公共施設
	114	供給処理施設	1	供給施設	3 公共施設
			2	処理施設	3 公共施設
商業用地	121	事務所建築物	0		7 事業所
	122	専用商業施設	1	商業施設	7 事業所
			2	公衆浴場等	7 事業所
	123	住商併用建物	0		7 事業所
	124	宿泊・遊興施設	1	宿泊施設	7 事業所
			2	遊興施設	7 事業所
	125	スポーツ・興行施設	1	スポーツ施設	7 事業所
			2	興行施設	7 事業所
住宅用地	131	独立住宅	0		6 個人住宅
	132	集合住宅	0		5 集合住宅
工業用地	141	専用工場	0		7 事業所
	142	住居併用工場	0		7 事業所
	143	倉庫運輸関係施設	1	運輸施設等	7 事業所
			2	倉庫施設等	7 事業所
農業用地	150	農林漁業施設	0		8 その他
	210	屋外利用地・仮設建物	1	太陽光発電	8 その他
			2	屋外駐車場	8 その他
			3	その他	8 その他
	300	公園、運動場等	1	ゴルフ場	1 公園
			2	その他	1 公園
	400	未利用地等	0		8 その他
	510	道路	0		8 その他
	520	鉄道・港湾等	0		8 その他
農用地	611	田	0		8 その他
	612	畑	0		8 その他
	613	樹園地	0		8 その他
	620	採草放牧地	0		8 その他
	700	水面・河川・水路	0		8 その他
	800	原野	0		8 その他
	900	森林	0		8 その他
	220	その他	0		8 その他

出典：東京都土地利用現況調査 東京都都市整備局（令和3年）

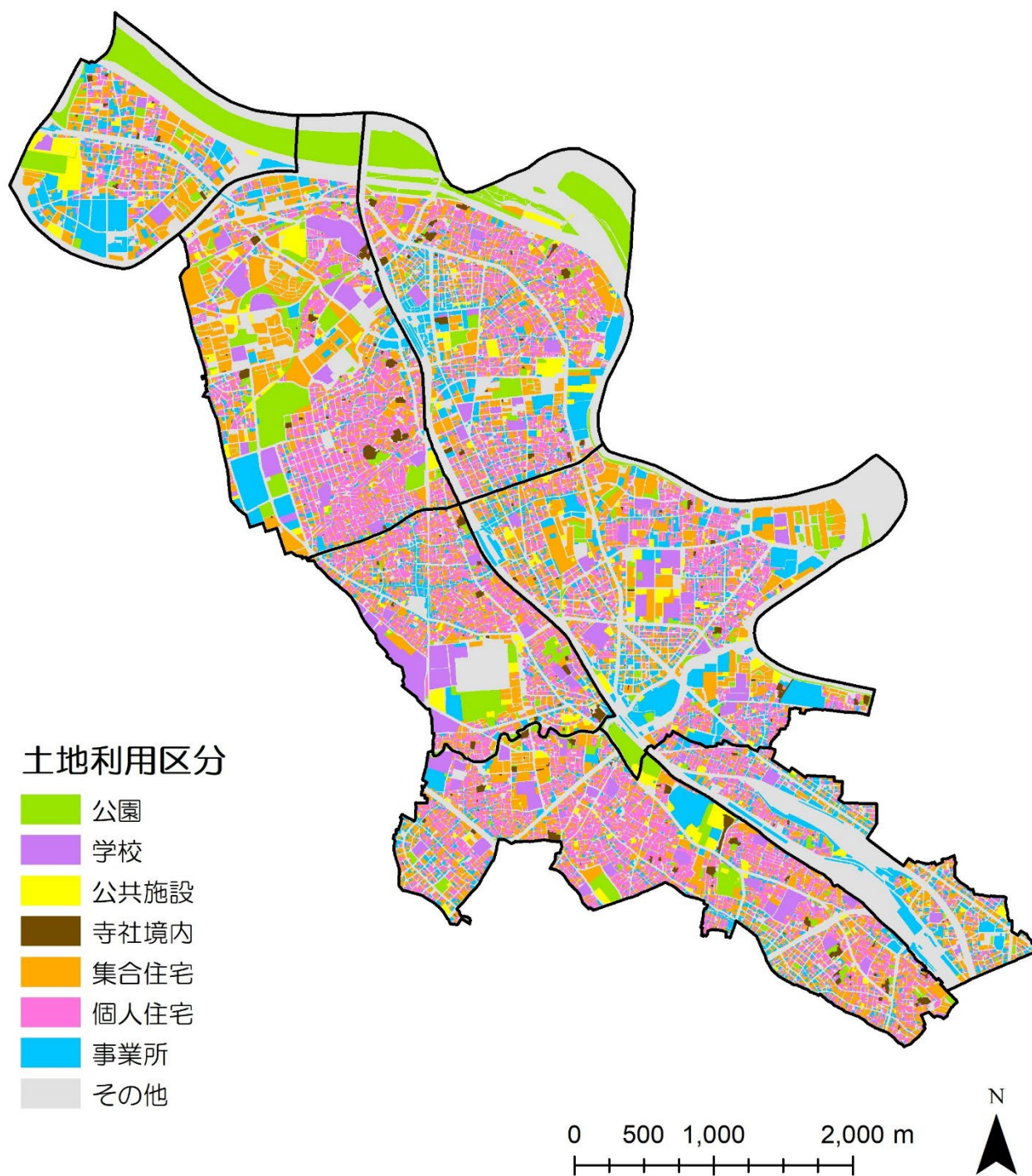


図1.4.2 土地利用現況図

表1.4.4 用途地域区分

区分		用途地域	概要	面積 (ha)
市街化区域	住居系	第二種低層住居 専用地域	主に低層住宅のための地域。小中学校等のほか、150㎡までの一定の店舗等が建てられる。	21.6
		第一種中高層 住居専用地域	中高層住宅のための地域。病院、大学、500㎡までの一定の店舗等が建てられる。	498.5
		第二種中高層 住居専用地域	主に中高層住宅のための地域。病院、大学等のほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所等必要な利便施設が建てられる。	2.3
		第一種住居地域	住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの一定の店舗、事務所、ホテル等が建てられる。	428.5
		第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域。1万㎡までの一定の店舗、事務所、ホテル、カラオケボックス等が建てられる。	39.9
	商業系	近隣商業地域	まわりの住民が日用品の買物等をするための地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。	242.5
		商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店等が集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる。	169.4
	工業系	準工業地域	主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。	320.0
		工業地域	どんな工場でも建てられる地域。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテル等は建てられない。	99.4
	市街化調整区域			市街化をおさえる区域。
計				2,059.0

※各用途地域の内訳の合計と北区総面積は一致しない。

出典：北区行政資料集（令和5年9月）

用途地域とは？

都市における住居、商業、工業といった土地利用は、似たようなものがあると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができる。しかし、種類の異なる土地利用が混じっていると、互いの生活環境や業務の利便が悪くなるため、都市計画では都市を住宅地、商業地、工業地等いくつかの種類に区分し、これを「用途地域」として定めている。

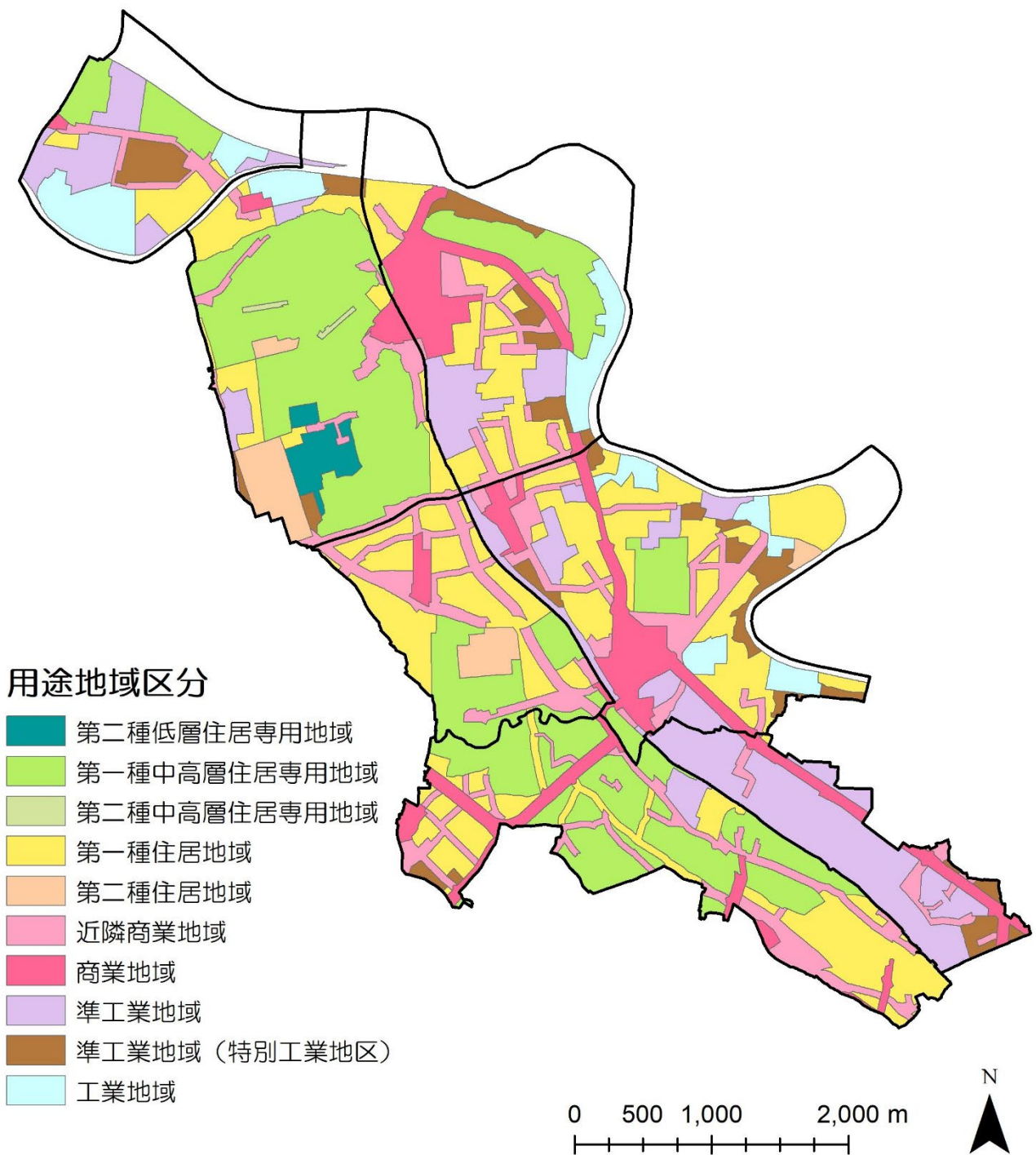


図1.4.3 用途地域現況図